

剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、低所得者で要介護の認定を受けた剣淵町の被保険者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の負担額（以下「利用者負担額」という。）の軽減を行っている認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に対し助成を行うことにより、各事業所の安定した経営の継続を目指し、低所得者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(助成の対象事業者)

第2条 助成金の交付を受けることができる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次条に規定する利用者（以下「利用者」という。）にかかる利用者負担額の軽減を実施する事業者とする。

(該当基準)

第3条 軽減の対象者は、剣淵町を保険者とする被保険者であり、介護保険料等を滞納していない者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の者または、世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者、ただし生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯に属する者を除く。(所得段階が第 1 段階の者)
- (2) 住民税非課税の世帯に属する者で、前号の規定に該当しない者(所得段階が第 2, 第 3 段階の者)

(負担軽減額)

第4条 利用者負担額の軽減の程度は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に属する者
各事業所と特別養護老人ホームの利用者負担額の差額の 1/2 相当額を助成する。
ただし、25,000 円を上限とする。
- (2) 前条第 2 号に属する者
各事業所と特別養護老人ホームの利用者負担額の差額の 1/4 相当額を助成する。
ただし、10,000 円を上限とする。
- (3) 千円未満は切り捨てとし、月の途中で異動があった場合は日割り計算とする。

(利用者負担額の軽減申請)

第5条 助成対象事業者は、剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、必要な調査及び審査を行い、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減対象決定通知書(様式第2号)によりその適否を通知する。

3 軽減の有効期間は、申請のあった月の初日からその日の属する年の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が8月から12月までの間である場合は、前項の規定による申請のあった年の翌年の7月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 承認の決定を受けた者は、別に定める剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減助成金交付申請書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書の提出があった場合、これを審査し、助成金の額を決定した時は、剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとし、申請書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成の額)

第7条 助成の額は、事業所が第4条の規定により、利用者負担を軽減した総額とする。

(変更届等)

第8条 決定の通知を受けた者は、利用内容に変更があった場合又は第3条に規定する利用者負担額の軽減対象者の該当からはずれた場合は、剣淵町認知症対応型共同生活介護事業利用者負担軽減利用変更届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他の不正行為によって、この要綱による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。